

# JET Report

ジェットレポート

vol. 41  
2009 新春号



財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

# 新年明けましておめでとうございます



財団法人電気安全環境研究所 (JET)

理事長 吉澤 均

「JET Report」をご愛読の皆様におかれましては、期待と希望に溢れた新年を迎えられたことと、謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、食品安全の分野では毒物混入、産地偽装、事故米流通などが連続し、生活用製品安全の分野でも長期使用製品における劣化事故等が絶えず報じられた1年でした。また、米国のサブプライム問題に端を発する世界経済の混乱、原油価格の乱高下など、食品・経済・金融・エネルギーにかかわる様々な問題が私達の生活に大きな不安の影を落としました。

これらのことから、私達の日常の生活は様々なリスクと背中合わせに成り立っていることを実感させられ

ます。これから先、便利で快適な生活を続けて行くためには、常に多くのリスクを想定しておかなければなりません。つまり、現代の文明社会を維持し、日々安全な生活を維持して行くためには、様々なリスクを回避するための社会的なシステムの構築が不可欠かつ喫緊の課題であり、生活用製品を供給する製造事業者・輸入事業者の社会的責任は予想を超えて大きくなって来ていると言わなければなりません。

このような社会的状況を踏まえて、一昨年（平成19年）11月に「消費生活用製品安全法」及び「電気用品安全法」が一部改正され、「長期使用製品安全点検制度」並びに「長期使用製品安全表示制度」が今年（平成21年）4月1日から施行される予定であります。前者は、「経年劣化により一般消費者の生命又は身体に対し重大な危害を及ぼすおそれが多い製品について、その保守を促進するための事業者による消費者の保守サポート制度」であり、「消費者自身での保守が困難で、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品について、消費者に対し保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者に求める制度」とされています。また、後者は、「長期使用に伴う製品の経年劣化により、一定数の重大事故が発生している製品について事業者が情報を提供する制

## CONTENTS

### 新年のごあいさつ

2

JET SCOPE

### リチウムイオン蓄電池が電気用品安全法の規制対象に！

4

JET INFORMATION

### 小型分散型発電システム用系統連系保護装置等のJET認証制度を巡る動き

7

JET INFORMATION

### 「電磁界情報センター開会式」及び「電磁界の健康影響に関するシンポジウム及び講演会」のご案内

8

Conference Report

### IEC/TC61 サンパウロ会議だより

10



度」であり、「設計標準使用期間」を定め、「機器本体の見やすい箇所に注意喚起の表示をする制度」とされています。法律に基づく新しい制度ではありますが、我が国の製造事業者におかれては従来から「顧客に対するアフターサービス」として実施して来られた内容を一層徹底するとの趣旨でありますので、その成果が期待されます。

生活用製品や電気製品などの設計・製造・販売を計画するに際しては、製造者におかれては、当該製品の機能・性能設計、構造強度設計、安全基準適合設計のほかに、当該製品の使用期間（寿命期間）、部品の取替時期、メンテナンス時期等について想定し・考慮する「寿命管理設計」や「メンテナンス設計」という概念の設計作業領域があります。今後は、「すべての使用期間を通じて、かつあらゆる使用形態を想定したリスクアセスメントの実施」が、当該製品の製造に取りかかる前の段階で組織として体系的になされることが求められます。このような見地からの行政的措置についても、その可能性について検討がなされていると聞いていますが、リスクアセスメントは従来からの製造事業者における一連の設計作業の中で適切に実施出来るものとして構築されるべきと考えます。

製品の製造・供給の前段階における「リスクアセスメントの実施」と、供給販売後の段階における「安全

点検・メンテナンスの実施」「顧客への情報提供」は、製品使用にかかる安全確保の両輪として不可欠であり、両制度が揃うことにより効果が確実にとなると思われます。

JETは、試験・検査・認証業務を中核として、ISO等マネジメントシステム審査登録業務、医療機器審査登録業務などを行い、皆様の安全・安心のサポートを続けて参ります。さらに、地球環境に優しい太陽光発電、小型風力発電等の新エネルギーにかかわる認証や調査研究等に取り組み、循環型社会の実現に向けた研究分野においても研鑽に努めて参ります。

私達JETは、これからも「安全・安心な社会の実現」と「地球環境保全」を信念とし、事業活動を通じて皆様のお役に立ちたいと考えております。

継続してご愛読頂いております本誌「JET Report」や「JET情報メール配信サービス」では、国内外の動向等の様々な情報、JETの事業内容の紹介等、これまで以上に誠実・正確・迅速をモットーに励んで参りますので、今後とも、旧来の変わらぬご愛顧・お引立てを賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

JET INFORMATION

12

## 『「特定保守製品」に係る点検マニュアル』の保管業務について

海外滞在エッセイ

13

## バンコクピリ辛日記（4）

JET INFORMATION

14

## 市場小学校の横浜事業所見学会

JET INFORMATION

14

## CMJ登録制度のマークができました！

試験現場NOW 〈33〉

15

## 横浜事業所 照明・電子応用グループ

JETの試験設備 〈33〉

15

## 耐トラッキング性試験器

## リチウムイオン蓄電池が 電気用品安全法の規制対象に!

リチウムイオン蓄電池が平成20年（2008年）11月20日から「電気用品安全法」の規制対象となりました。JETでは、リチウムイオン蓄電池の試験・認証サービスを開始し、関西事業所において試験を行っています。今回は、「リチウムイオン蓄電池の試験・認証へのJETの取り組み」と、電気用品安全法の下で新たに創設された「リチウムイオン蓄電池の特別承認制度」についてご案内いたします。

### I. リチウムイオン蓄電池の試験・認証へのJETの取り組み

今後、「リチウムイオン蓄電池」の製造・輸入に当たっては、電気用品安全法により「事業の届出」、「技術基準の適合義務」、「検査等の義務」及び「表示の義務」が生じます。

JETでは、関西事業所にリチウムイオン蓄電池を担当する「エナジーデバイスG」を平成20年11月1日付けで設置し、リチウムイオン蓄電池の技術基準への適合性の確認を「S-JET認証サービス」、「JET部品認証サービス」及び「依頼試験サービス」として承っておりますので、「法令遵守」及び「安心・安全」の確保にご利用ください。

#### 【JETが提供するサービスの種類と特色】

##### 1. 認証サービス：「S-JET認証」（組電池）、 「JET部品認証」（単電池）

電気製品の安全認証である、「S-JET認証」及び「JET部品認証」サービスのスキームにより、リチウムイオン蓄電池に係る認証を行い、認証書を発行します。

##### (1) 「S-JET認証」（組電池）

組電池を、「技術基準に適合していること」及びCENELEC方式による工場調査により、「適切な品質管理体制のもとで製造していること」の両面から評価し、認証します。

認証された組電池には、「S-JET認証マーク」を表示いただくことで、消費者、流通事業者、セッ

ターカ等に対し、第三者認証機関が技術基準への適合性と品質の維持を確認したことをPRできます。

##### (2) 「JET部品認証」（単電池）

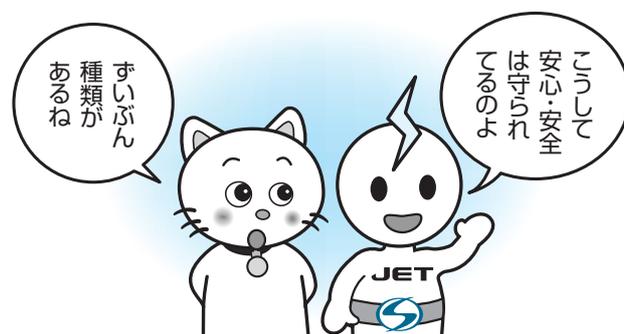
単電池について、「技術基準に適合していること」及び「適切な品質管理体制のもとで製造していること」の両面から評価し、認証します。

認証された単電池には、「JET部品認証マーク」を表示できるほか、組電池に搭載された際には、当該単電池に関する試験を省略できることから、組電池の試験料金の軽減と試験期間の短縮が図れます。

また、単電池を販売する際にも、組電池の試験料金等が軽減できることから、単電池の付加価値が上がります。

##### (3) 認証後のフォローアップ

「S-JET認証」、「JET部品認証」サービスのいずれも、認証後の定期的なフォローアップ（年1回の工場調査）により、技術基準への適合性の維持、品質管理体制の維持について確認を行います。



## 2. 依頼試験サービス

電気用品安全法の技術基準への適合性を、第三者認証機関の立場でJETが確認します。

これにより、

① 第三者認証機関による「試験成績書」が発行されるため、技術基準への適合確認が確実にになります。

② 技術基準適合確認試験の一部又は全部をJETが実施することで、設備費用、試験期間等の合理化が図れます。

③ 貴社の試験・検査設備等を活用し、貴社指定場所にお伺いして立会試験を行うことで、試験期間の短縮と試験費用の低減が図れます。

### JETが提供するリチウムイオン蓄電池の試験・認証サービスの概念

	電気用品安全法	認証サービス	依頼試験サービス
適合性確認	事業者の責任において技術基準に適合することを確認	JETが第三者の立場で技術基準に適合することを確認	JETが第三者の立場で技術基準に適合することを確認 ご要望に応じた試験項目についてのみでも承ります
品質管理体制	自主検査	適切な品質管理体制の構築を要求	—
適合性の説明	自社データ等により説明	JETの成績書、認証書により説明	JETの成績書により、説明
安全マーク		バック    セル 	
コスト	試験体制の整備、人件費等が発生	試験手数料、工場調査料、維持料等  認証セルは再試験不要のため費用圧縮可	試験手数料が発生

※試験手数料、サンプル数、納期等についてのお問い合わせ先

【お問い合わせ先】

〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1  
 (財)電気安全環境研究所 関西事業所  
 エナジーデバイスG  
 電話 06-6491-0251  
 F A X 06-6498-5562  
 E-mail kansai@jet.or.jp

## Ⅱ. 「リチウムイオン蓄電池の特別承認制度」について

### 特別承認制度の趣旨

平成20年（2008年）11月19日以前に製造・輸入された機器向けの交換用電池（以下「旧型交換電池」という）は、平成20年11月19日以前に設計されたものであることから、電気用品安全法（以下「電安法」という）第8条第1項で定める技術基準に適合できないものがあります。また、電池を仕様変更することにより、充放電の際の機器側との相性が悪化し、機器の正常な動作を妨げるおそれがあるため、技術基準に適合できるよう事後的に電池を設計変更することが困難なものがあります。このような電池を使用している機器については、平成20年11月20日以降は交換用電池が供給されず、使用できなくなるおそれがあることから、緩和措置として旧型交換電池について、一定条件を満たすことで電安法の技術基準適合義務が免除される承認制度が設けられました。

これにより、平成20年11月19日以前に製造・輸入された機器に使用される交換用の電池であって、次に示す一定の要件を満たすものについてのみ、特別承認が与えられます。

### 特別承認制度の対象について

製造・輸入されるリチウムイオン蓄電池のうち、以下の(1)～(5)を全て満たすものが対象となります。（承認の有効期間：申請された製造・輸入数量の終了又は承認の日より1年間）

これらの要件については、特に、①一定の安全性が確保されているもの、②「技術基準に適合しない」旨を表示することが要求されています。

- (1)法第8条第1項で定める技術基準に適合できないもの
- (2)平成20年11月19日以前に製造・輸入された機器の交換用のもの

(3)一定の安全性が確認されているもの（単電池、組電池それぞれに掲げる基準（注）に適合しているものに限る。）

（注）単電池：①JIS C 8712(2006)又は②平成19年8月9日改訂までのUL1642（Fourth Edition）  
組電池：①JIS C 8712(2006)、②平成17年9月21日改訂までのUL2054（Second Edition）  
又は③Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS, Manual of Tests and Criteria, Fourth revised edition, UNITED NATIONS, (New York and Geneva, 2003)

(4)リチウムイオン蓄電池本体に、「本製品は一定の条件の下、経済産業大臣の特別承認を受けた交換用電池であり、電気用品安全法の技術基準に適合していません。」を記載したもの。ただし、本体に記載するスペースがない等本体への記載ができないものについては、電池を包装する最小単位の包装容器に記載したもの。

(5)過去1年間の販売若しくは出荷実績を申請時に提出し、その実績をもって申請される1年間の製造・輸入数量が適正であることが確認できたもの。

なお、「リチウムイオン蓄電池の特別承認制度について」は、経済産業省のホームページの「電気用品安全法のページ」に、申請手続、Q & A等も含めた情報が掲載されています。

([http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/dennan/lithium/080822/lithium-ion\\_shounin\\_gaiyou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/dennan/lithium/080822/lithium-ion_shounin_gaiyou.pdf))

（企画広報部）



## 小型分散型発電システム用系統連系保護装置等のJET認証制度を巡る動き

洞爺湖サミットを受けて、平成20年(2008年)7月29日に「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、太陽光発電の導入量を平成17年度比で平成32年度に10倍(1,400万kW)、平成42年度に40倍(5,300万kW)へと大幅拡大することになりました。住宅用太陽光発電補助金の復活を始めとしてこれを実現するための支援策が、平成20年度補正予算及び平成21年度予算概算要求において手厚く盛り込まれるとともに、家庭用燃料電池コージェネレーションの加速的普及を目指すための導入支援補助金も新たに平成21年度予算概算要求に盛り込まれ、家庭用燃料電池の販売も本格化する見込みになっています。

JETでは、主に一般家庭に設置されることを想定した「小型分散型発電システム」(太陽電池・ガスエンジン・燃料電池等)の安全性の確保並びに電力会社と需要家との系統連系円滑化に資する目的で、「小型分散型発電システム用系統連系保護装置等認証制度」を運用<sup>\*1</sup>してまいりました。

これまでに140のモデルを認証し<sup>\*2</sup>、認証ラベルを貼付して出荷された台数も延べ50万台を超えています(平成20年度11月末現在)。

現在JETにおいては、小型分散型発電システムを巡る新たな動きに対応して、以下のように認証体制の強化を進めています。

### 1. ガス系燃料(都市ガス・LPガス)を利用する「小型分散型発電システム」(ガスエンジン・燃料電池)の「2台同時試験体制」の整備

これまでの試験体制は1台体制でしたが、認証需要の増大に対応するため東京本部新館1階の改造工事を行い、平成21年1月から「2台同時試験」を受け付けることができるようになりました。

### 2. 「燃料電池システム」の認証開始

燃料電池については、システム全体についても(財)日本燃焼機器検査協会(日燃検:JHIA)との間に双務協力体制(JHIA, JET双方とも受けることができる)をベースとした業務提携を結んで認証しています。これまで日燃検においてのみ認証の受付を実施しJHIA認証ラベルを発行していましたが、平成20年11月からJETでも受付を開始し、JET認証ラベルを発行できるようになりました。

### 3. 「複数台系統連系認証試験技術」の研究開発に着手(NEDO委託研究)

太陽光発電等の小型分散型電源が、都市の区域において一斉に導入され、面的広がりをもって多数台(数百台程度)が電力系統に連系される場合、電気工学的な系統連系上の問題が生じます。即ち、国の目標どおりに太陽光発電を導入するためには、同一系統にパワーコンディショナーが集中した状態での単独運転検出機能の干渉問題(高速検出障害)を解決し、系統連系認証手続きを円滑に進める試験技術の確立が大変重要なものになっています。このため、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託研究を(株)関電工と共同で受託し、平成20~21年度の2年計画でこの課題に取り組んでいます。

- \*1) ・小型太陽電池発電システムの系統連系保護装置等の認証開始(平成5年(1993年)7月)
- ・小型ガスエンジンコージェネシステム用の系統連系装置の認証開始(平成14年(2002年)10月)
- ・燃料電池用の系統連系装置の認証開始(平成16年(2004年)12月)

- \*2) 太陽電池用128件(うち有効なモデルは44件)、ガスエンジン用11件、燃料電池用1件

(研究部)

## 「電磁界情報センター開所式」及び 「電磁界の健康影響に関する シンポジウム及び講演会」のご案内

『電磁界情報センター』の設立・発足については、JET Report vol.40 (2008.Autumn)において「発足までの経緯」、「組織体制」、「業務内容」等のご紹介を致しましたが、その後、平成20年（2008年）11月4日に開所式を開催いたしました。今回、その模様をご紹介するとともに、平成20年度の「電磁界の健康影響に関するシンポジウム及び講演会」の開催情報についてご案内いたします。



### 1. 電磁界情報センター開所式

電磁界情報センターは、平成20年7月1日付けでJET内組織として発足し、4ヶ月間の準備期間を設け、11月に正式に事業を開始いたしました。

この4ヶ月間に、組織体制の確立・事業の優先付け等を検討するとともに、事業開始の準備として、パンフレットの作成、ホームページの開設、データベースの構想や構築等の作業を行いました。

また、「電磁界情報センターの諸活動を推進するためには、広く関係者にその存在を知って頂くことが必要」との観点から、平成20年11月4日に東京グランドホテルにて「電磁界情報センター開所式」を開催いたしました。

開所式の当日は、官公庁、消費者団体、マスコミ、学会、教育関係、事業者及び個人の方々129名の参加を頂きました。

式典は2部構成とし、第1部を「開所式」として、財団法人電気安全環境研究所 吉澤 均理事長による開会の挨拶に続き、海外からの開設を祝うメッセージの紹介、電磁界情報センター 大久保千代次所長より「電磁界情報センター設立の経緯」について説明をいたしました。

ご参加頂いた方々からは、今後の活動に対する忌憚のないご意見を賜りました。

## 2. 「電磁界の健康影響に関するシンポジウム及び講演会」の開催

JETでは、経済産業省原子力安全・保安院の委託事業「平成20年度電力設備電磁界情報調査提供事業（情報提供事業）」の一般競争入札を受託し、情報提供事業の一環として、「電磁界の健康影響に関するシンポジウム及び電磁界の健康影響に関する講演会」を下

表に紹介いたします。なお、既にお申し込みを完了したシンポジウム及び講演会については、表中に白地で示しております。

### ●会場及び日程

#### 【シンポジウム】：2会場

神戸シンポジウム：平成21年1月9日（金）13:00～17:00（開場：12:30～）

◆場所：東灘区民センター 大ホール（定員500名）  
〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町5丁目1-16

横浜シンポジウム：平成21年1月26日（月）13:00～17:00（開場：12:30～）

◆場所：横浜市港南公会堂／ホール（定員500名）  
〒233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1

#### 【講演会】：6会場

福島講演会：平成20年12月16日（火）13:00～15:00（開場：12:30～）

◆場所：福島市音楽堂（定員200名）  
〒960-8117 福島市入江町1-1

岐阜講演会：平成20年12月19日（金）13:00～15:00（開場：12:30～）

◆場所：長良川国際会議場 大会議室  
〒502-0817 岐阜市長良福光2695-2

松江講演会：平成21年1月19日（月）13:00～15:00（開場：12:30～）

◆場所：総合福祉センター 大ホール（定員200名）  
〒690-0852 松江市千鳥町70番地

松山講演会：平成21年1月23日（金）13:00～15:00（開場：12:30～）

◆場所：えひめ共済会館 豊明（定員200名）  
〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

宮崎講演会：平成21年2月2日（月）13:00～15:00（開場：12:30～）

◆場所：宮崎市民文化ホール イベントホール（定員200名）  
〒880-0930 宮崎市花山手東3丁目25-3

那覇講演会：平成21年2月16日（月）13:00～15:00（開場：12:30～）

◆場所：教育福祉会館 大ホール（定員200名）  
〒902-0061 那覇市古島1-14-6

### お申し込みについて

シンポジウム及び講演会は、「JETのホームページ（<http://www.jet.or.jp/>）」からお申し込みいただけます。

受付終了は、各会場とも開催日の5日前（往復ハガキの場合は、当日消印有効）といたします。

なお、募集期間内であっても、定員に達した場合には受付終了とし、その旨をホームページ上でご案内いたしますので、ご承知おきください。

#### 【お問い合わせ先】

財団法人 電気安全環境研究所 電磁界情報センター  
経済産業省受託事業事務局 担当：五十嵐  
TEL 03-5444-2631  
FAX 03-5444-2632  
URL <http://www.jet.or.jp/>

## IEC/TC61 サンパウロ会議だより

IEC/TC61(家電機器の安全性に関する専門委員会)の会議がブラジルのサンパウロで2008年(平成20年)11月17日から19日までの3日間にわたって開催されました。新規規格案、修正案等の審議の他、TC61に対して各国から寄せられた質問及びCTL(CBスキームにおける試験機関会議)から確認を求められている規格解釈案の審議が行われました。これらの中で、特筆すべき事項について次に紹介します。

### 1 新規規格案、修正案等の審議

#### (1) IEC60335-1(通則) 関連

固定機器のコード止めに対するコード引張試験時の引張力は、機器の自重が4 kg以下のものであっても、100 N(自重に関わらず一定)とする改正案が承認され、この改正案を投票にかけることが決定されました。

#### (2) IEC60335-2(個別事項) 関連

① IEC60335-2-109(紫外線を使用して水を殺菌する機器)が新規の規格案として提案されました。特に二重絶縁構造を要求するか否かについて課題になっています。

② IEC60335-2-9(可搬形調理機器)の外郭の温度について、ヨーロッパ当局から「規制がないのは問題がある」との指摘が発端となって、一定の温度限度を設けることになりました。今回は、具体的な限度値を盛り込んだ提案が審議され、ほぼ案どおりの限度値を盛り込むこととなりました。これに対し、日本から「限度値を超えた場合には、機器に高温表示を施すことを義務づける」ことを提案しました。この日本提案に対する意見は、幹事ノートにより、各国に問いかけることになりました。



IEC/TC61の会場となったWTC Hotel

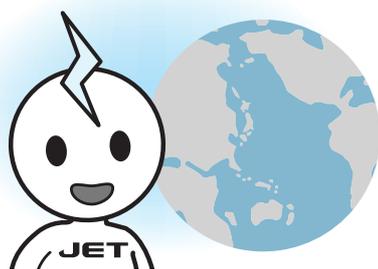
③ IEC60335-2-53(サウナ機器)に対して、日本でも普及している赤外線ヒーターに対する変更提案がありました。特に赤外線曝露の限度値の適格性について問題があり、提案内容の関係部分を見直すことになりました。

### 2 IEC/TC61への質問

(1) 各国のメーカー、当局等から、今回の会議に規格解釈について多くの質問が寄せられましたが、その中には次のようなものがありました。

① IEC60335-2-27(紫外線及び赤外線への皮膚曝露)の適用範囲に「爪に塗ったUV硬化形の接着剤を硬化させるためのUVランプ機器」を含むか否かの質問がありました。

この規格は、本来、日焼け用の紫外線照射装置等を対象としているものなので、「適用範囲には含まれないとするがよいか」という質問文書を作成し、各国に確認後、解釈シートを発行することとしました。





IEC/TC61の会議の様子

- ② IEC60335-2-8（電気かみそり等）で規定している定格入力又は定格電流の表示の要求は、充電式のかみそりにも適用されるのかとの質問がありました。その電池が非充電型又は機器外で充電されるものである場合には、それらの表示を要しないことが確認されました。
- (2) CTLからの規格解釈に関する確認事項が5件ありましたが、そのうち重要な3つを紹介します。
- ① IEC60335-1（通則）の19.11.4.4項のサージ試験について、「最大レベルによる試験で適合が確認できれば、それ以下のレベルでの試験を実施しなくもよいか」という解釈の確認が求められましたが、より小さいレベルで不適合となることもあるので、当該解釈は否定されました。
- ② IEC60335-1（通則）の29.1.3項に関連して、電源電圧よりも高い動作電圧が加わる強化絶縁に

- 対する空間距離の規定が不明確であるため、現在審議中のIEC60335-1の第5版案を先取りして運用することが確認されました。第5版案では、IEC60664-1の第2版（最新版）で採用されている「動作ピーク電圧に対する空間距離の規定」が新たに定められており、この規定と電源電圧に対する規定とを比較して、より厳しい規定を適用することになっています。
- ③ IEC60335-2-6（電気レンジ、オーブン等）の19.102項に従って、「NTCサーミスタで温度制御が行われている電磁誘導加熱器の故障試験を実施する場合、その動作を不能にするための適当なインピーダンスを接続して試験を実施する」という解釈については、正しいことが確認されました。

（技術規格部）

## 『「特定保守製品」に係る点検マニュアル』 の保管業務について

長期使用製品の事故を未然に防止する目的で、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」が平成19年（2007年）11月21日付で公布され、本年（平成21年）4月1日から、「長期使用製品安全点検制度」がスタートします。

この「長期使用製品安全点検制度」では、「特定保守製品」（経年劣化により一般消費者の生命又は身体に対し重大な危害を及ぼすおそれが多い製品）として下表の9品目を「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」で指定し、「特定保守製品」の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）に対し、

①事業の届出、②特定保守製品への表示、③特定保守製品への書面と所有者票の添付、④特定保守製品の所有者情報の管理等、⑤点検の通知、⑥点検の実施、⑦点検等の保守サポート体制の整備、といった各種義務を課しています。

また、上記⑥の「点検の実施」に当たっては、「経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成21年（2009年）4月1日施行）」の第13条第6号に以下の記述があり、特定製造事業者等は、第三者機関に「点検に必要な手引」（以下、「点検マニュアル」という）の保管を依頼することになります。

### 【「経済産業省関係特定保守製品に関する省令第13条第6号」抜粋】

#### 六 点検に必要な手引の管理

特定製造事業者等は、前号の点検に必要な手引を、点検を委託する場合における委託先事業者及び第三者機関に対して送付し、及びその保管を依頼するものとする。

### 「特定保守製品」として指定された9品目

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

石油給湯機

石油ふろがま

密閉燃焼式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

このためJETでは、特定保守製品のうち、電気用品安全法の規制対象となっている「密閉燃焼式石油温風暖房機」、「ビルトイン式電気食器洗機」及び「浴室用電気乾燥機」を主に、点検マニュアルを有料にて保管させて頂くサービスを、本年（平成21年）2月開始を目途に準備を進めております。

また、S-JET認証を取得頂いている製品に係る点検マニュアルの保管依頼に関しましては、無料にてお受けする予定としております。

詳細につきましては、「JETのホームページ」、  
「JET情報メール配信サービス」等でお知らせ致します。

（企画広報部）



# バンコクピリ辛日記 (4)

前回 (JET Report vol.40) に引き続き、タイのバンコクに赴任中のJET国際事業部・松木 (課長職) が、現地の話題をお伝えします。

JET Reportの読者の皆様におかれましては、どんな年末年始をお過ごしになったでしょうか。日本の正月は、除夜の鐘から始まる初詣など正月独特の雰囲気ですが、タイは日本の正月と違い、大晦日と元日だけが休みとなり、ほとんど普段の日の延長といった感じです。タイにおける旧正月の「ソンクラーン (4月13日~15日)」が日本でいう「お正月」に当たるものとなっているようです。



国際事業部  
松木 洋 (課長職)

## タイ国との貿易

タイというと「東南アジアにおける観光国」というイメージを持たれている方が多いと思います。もちろん、そのイメージもタイの一つの要素ですが、タイと日本は互いに貿易上とても重要な国となっています。例えば、2006年の統計 (タイ国関税局) によると、タイの電気機械・部品の輸出先別の金額におけるトップは日本 (2位: 米国) であり、また、絶縁電線の輸出に関しても日本への輸出金額がトップ (2位: 米国) となっています。身近な電気製品では、冷蔵庫についても日本向けの輸出が最も多くなっています (2位: インド)。

つまり日本国内で皆さんが毎日使用しているものの多くにタイで製造された製品や部品が含まれているということです。皆さんのご家庭で使用している電気製品の中にも【MADE IN THAILAND】の表記の製品があるかも知れません。

## エラワンプーム

バンコクで有名な観光スポットの一つに、多くの参拝者が礼拝に訪れる「エラワンプーム」があります。この「エラワンプーム」のある場所は、チットロム駅のすぐ側の交差点の角に位置しており、BTSスカイトレインのスクンビット線とシーロム線がすぐ上を走っています。



プーム (祠) にお祈りする人たち

奉納の踊り (手前で祈っているのは奉納者たち)



ここに隣接した建物に、

「グランドハイアットエラワン

(Grand Hyatt Erawan)」というホテルがあり、その敷地には以前「エラワンホテル」(タイ政府が国賓を迎えるために1950年に開業) という建物があったそうです。この「エラワンホテル」は、ホテル建設の際に事故が相次いで起こり、犠牲者が出たとのことで、占い師のアドバイスにより「ブラフマー(brahmaa)」という神を祀ったところ (日本でいう地鎮祭のようなものかもしれません)、その後工事は順調に進み、無事竣工したとのことでした。

ちなみに、「エラワン」とは、インド神話に出てくる象のことで、「インドラ神を乗せるエラワン象」が有名です。また、英語の「elephant」の語源ではないかとも言われています。

「ブラフマー」の神に因んだ有名な話として、「この神の力を信じない女性が、『もし宝くじが当たったらここで裸踊りをします』と約束したところ、買った宝くじが大当たりしたので約束どおり裸踊りを行った」というのがあります。

この話と関係があるせいか、門を出たところに宝くじ売場が何店か出ていました。さらに、ここでは小鳥の入ったかごを持った人を見かけますが、これは鳥をカゴから放すことで徳を積むことができるということだそうです。皆さんもタイを訪問の際には、「宝くじ」の購入と放鳥による「徳」を積みに訪れてみてはいかがでしょうか。

また、ここでは願いのかなった人たちが神様にそのお礼として奉納する「踊り」が行われています (因みに、これは上記した裸踊りではありません)。そして聞くと、ころによると、お礼の金額によって踊り子の人数が決まるということであり、何となく現実的な側面が伺えました。また、奉納する人たちは「プーム (祠)」に向かって座り合掌します (写真参照)。奉納者は列を作っており、この踊りはひっきりなしに繰り返されるため、暑い中で踊り子たちも大変そうでした。

## 市場小学校の横浜事業所見学会



ドライヤーを使った模擬感電の実験

横浜事業所に隣接する横浜市立市場小学校6年生114名と先生4名による横浜事業所見学会が、平成20年（2008年）11月5日に行われました。

この見学会は小学校の課外授業の一環として平成9年から毎年実施され、今回で12回を重ねており、累計で1200人以上の児童が見学しています。

見学会では、「小学生に電気用品の正しい使い方の知識を持ってもらうこと」を念頭に置いて、毎年、若手職員を中心としたプロジェクトチームを組織しています。今回も、①水は電気を通すこと、②白熱電球と電球形蛍光灯との消費電力比較、③太陽光発電の概要、④電気ストーブの誤使用による事故の危険性、⑤電波雑音の抑制等

について、楽しみながら学べるよう実験を通じて説明しました。

児童へのアンケートでも、「学校の隣にこんなすごい所があるんだ」という驚きと、各種の実験に興味を持ってもらえたことが分かります。見学会自体については「面白かった」が82%であり、楽しみながら知識を深めてもらえたと評価しています。

また、Sマークの認知度もアンケートしました。「Sマークを見たことがある」という回答が過半数を超える55%あり、小学生への認知度が向上していることが分かりました。小学校で覚えたことは生涯の記憶に残ることが多いので、Sマーク普及の観点からも、市場小学校の児童の見学会は有意義であると考えます。

この見学会は、若手職員が「小学生向けの実験や説明をどのように実施するか」を通じ、自分の業務をより深く理解することが出来るため、横浜事業所にとっても有効な教育の場面となっています。横浜事業所としては、これからも要望がある限り、小学校児童の見学会を継続していくこととしています。

(横浜事業所)



インパクトテストハンマーの実験

## CMJ登録制度のマークができました！



電気用品部品・材料認証協議会（略称：CMJ）では、電気製品に使用される部品・材料登録制度（以下、「CMJ登録制度」という）において登録された部品・材料に表示することができる登録マークの使用条件、使用方法等を定めた『「CMJマーク」使用規則』を平成20年12月に制定しました。

これにより、今後、電気用品安全法に適合した登録部品・材料に「CMJマーク」を表示することが可能となることから、CMJ登録制度の更なる普及が期待されます。

(企画広報部)

## 横浜事業所 照明・電子応用グループ

私たち「照明・電子応用グループ」では、“情報機器（複写機、プリンターなど）”、“照明器具（各種光源を使用した照明器具など）”、“直流電源装置”及び“安定器”などの製品の電気用品安全法適合性検査、S-JET認証試験、新JIS認証試験、及び依頼試験を行っております。

また、依頼試験では、担当品目の「CB試験証明書」発行のための試験、及び技術基準適合確認のための安全性確認試験も行っております。

これらの試験につきましては、各製品の全項目試験だけでなく、お客様のご要望にお応え出来るよう、試験項目の部分的試験も依頼試験として承っており、お客様のご要望による御見積等を作成させていただきますので、お気軽にご相談下さい。



お問い合わせ先：横浜事業所 照明・電子応用グループ

TEL:045-582-2401

FAX:045-582-2372

E-mail: yokohama@jet.or.jp

## JETの試験設備 <33>

### 耐トラッキング性試験器

IEC製品規格では、沿面距離の規定値を適用する場合などにおいて、使用する電気絶縁材料に対してIEC60112（固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法）の試験方法にしたがって耐トラッキング性が要求されます。この試験器により、固体電気絶縁材料が電界下で汚染物を加えた水分に表面がさらされたときの抵抗性（耐トラッキング性）を明らかにすることが可能です。

#### 【耐トラッキング性の評価について】

試験の評価は次の2つの指数で表現されます。

・比較トラッキング指数 (CTI)

50滴の滴下に耐える最高電圧の測定（同時に、100滴に耐える電圧の確認も行う）。

・保証トラッキング指数 (PTI)

単一の指定された電圧で50滴の滴下に耐える電圧の測定。

なお、この試験器は、平成20年（2008年）に設備を更新しました。

試験は、下の写真のように配置した白金電極（角度60°）に試験電圧を印加した状態で、30秒に1滴の割合で試験溶液を滴下し、トラッキング破壊が生じるかを確認します。



電極間隔（4mm）調節ツマミの追加や、滴下検出用指針（誤動作防止用）の追加などによって、より正確な試験が可能となっております。また、IEC60112、JIS C 2134の最新規格に対応しております。

お問い合わせ先：東京事業所 絶縁材料グループ

TEL:03-3466-5304

FAX:03-3466-9223

E-mail: tokyo@jet.or.jp

# <お問い合わせの際はこちらまで>

## 【本 部】 TEL FAX

- 東京事業所 03-3466-5234 03-3466-9219  
tokyo@jet.or.jp
- 事業推進部 03-3466-5160 03-3466-5297  
bdp@jet.or.jp
- 製品認証部 03-3466-5183 03-3466-5250  
pcd@jet.or.jp
- 工場調査部 03-3466-5186 03-3466-9817  
jet-fid@jet.or.jp
- 研究部 03-3466-5126 03-3466-5204  
info@jet.or.jp
- 国際事業部 03-3466-9818 03-3466-5297  
kokusai@jet.or.jp
- 企画広報部 03-3466-5162 03-3466-9204  
center@jet.or.jp
- 電気製品安全センター 03-3466-9203 03-3466-9204  
center@jet.or.jp
- 業務管理部 03-3466-5171 03-3466-5297  
info@jet.or.jp
- 総務部 03-3466-5307 03-3466-5106  
info@jet.or.jp

## 【ISO登録センター】 TEL FAX

- 管理部 03-3466-9690 03-3466-9820  
isorc@jet.or.jp
- 品質認証部 03-3466-9741 03-3466-8388  
jetqm@jet.or.jp
- 環境認証部 03-3466-9242 03-3466-9820  
jetec@jet.or.jp
- 医療機器認証センター 03-3466-6660 03-3466-6622  
mdc@jet.or.jp

## 【横浜事業所】 TEL FAX

- 横浜事業所(代表) 045-582-2151 045-582-2671  
yokohama@jet.or.jp
- 技術規格部 045-582-2356 045-582-2384  
info@jet.or.jp

## 【関西事業所】 TEL FAX

- 関西事業所(代表) 06-6491-0251 06-6498-5562  
kansai@jet.or.jp

## 【名古屋事業所】 TEL FAX

- 名古屋事業所(代表) 052-269-8140 052-269-8498  
nagoya@jet.or.jp

**横浜事業所**  
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30

**本 部**  
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

**ISO登録センター**  
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8  
(元代々木サンサンビル)

**名古屋事業所**  
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3  
(名古屋日興證券ビル4階)

**関西事業所**  
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1